

京都市告示第 419 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 1 月 8 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                      市 道  
 供用開始の期日                告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上高野34号線	左京区上高野流田町 8 番地の 11 地先から	旧	メートル 0.30	メートル 2.91 ~ 8.20
	同町 8 番地地先まで	新	1.60	7.70 ~ 8.20
大石道	山科区川田土仏 2 番地の 27 地先から	旧	27.60	5.80 ~ 6.30
	同町 2 番地の 52 地先まで	新	27.60	6.50 ~ 10.00
山科川田緯 6 号線	山科区川田土仏 2 番地の 10 先から	旧	101.20	6.00
	同区川田岡ノ西 28 番地の 10 地先まで	新	101.20	5.87 ~ 6.07
山科四ノ宮経 13 号線	山科区四ノ宮垣ノ内町 15 番地の 9 地先から	旧	49.10	1.10 ~ 2.40
	同町 14 番地の 25 地先まで	新	45.70	4.19 ~ 9.30

山科四ノ宮緯 10の1号線	山科区四ノ宮神田町15番地地先から	旧	79.10	0.90 ~ 2.10
	同町12番地の5地先まで	新	72.10	6.00 ~ 8.88
六地藏竹田線	伏見区深草中ノ島町5番地の18地先から	旧	29.20	5.45
	同町5番地の1地先まで	新	29.20	6.00 ~ 6.01
醍醐緯54号線	伏見区醍醐一言寺裏町16番地の11地先から	旧	171.80	0.90
	同区醍醐勝口町3番地の134地先まで	新	248.30	2.70 ~ 10.00
醍醐緯164号 線	伏見区醍醐勝口町3番地の106地先内	旧	14.50	6.25 ~ 6.35
		新	14.50	8.80
	伏見区醍醐勝口町3番地の150地先から	旧	13.50	6.35
		同町3番地の126地先まで	新	13.50
醍醐陀羅谷88 号線	伏見区醍醐南端山15番地の50地先から	旧	82.60	0.90
	同町17番地地先まで	新	82.60	4.00 ~ 4.08
日野経63号線	伏見区日野西風呂町1番地の12地先から	旧	15.90	14.00 ~ 20.00
		新	15.90	14.00 ~ 19.50
	伏見区日野田頬町27番地の47地先から	旧	15.90	17.00 ~ 22.70
		同町27番地の44地先まで	新	15.90

向島経78号線	伏見区向島津田町187番地の2地先から	旧	21.60	6.00 ~ 6.05
	同町191番地の16地先まで	新	14.50	6.00 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)